明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一　○政治資金規正法の規定により政党でなくなった旨を公表する件（**総務**四七三）
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**四七四）
二　○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**同**四七五）
○電子認証登記所登記官の電子証明書のハッシュ値を告示する件（**法務**四六一）
三　○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**同**四六二）
○日本国に帰化を許可する件（**同**四六三）
四　○保安林の指定をする件（**農林水産**一四〇九～一四一二）
○保安林の指定を解除する件（**同**一四一三、一四一四）
五　○河川法施行規則の規定により登録研修として登録した件（**国土交通**一〇四七）
○航路標識に関する件（**海上保安庁**二六三～二六六）
六　○水路測量の実施に関する件（**同**二六七）
○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**環境**三六）
七　○道路に関する件（**東北地方整備局**一一二～一一五）
○道路に関する件（**中部地方整備局**一二五）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**一一八）

〔人事異動〕

法務省　外務省　特許庁

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構役員任命の公表関係
会社その他

告示

○総務省告示第四百七十三号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第二項の規定に該当しなくなったことにより政党でなくなったので、同法第七条の二第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年十月六日

総務大臣　原口　一博

政治団体の名称	代表者の氏名	政党でなくなった年月日
みんなの党	渡辺　喜美	二一、八、一八

○総務省告示第四百七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年十月六日

総務大臣　原口　一博

(一)　政党

政治団体の名称	異動事項	新旧	届出年月日	
みんなの党	支部の数	一七	○	二一、八、二一
みんなの党福島県第４選挙区支部	（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
みんなの党東京都第15選挙区支部		東京都江東区富岡一―二二―一二	東京都江東区	○
みんなの党神奈川県第８区支部		神奈川県横浜市青葉区青葉台二―九―三	神奈川県第８区選挙区	○
みんなの党栃木県支部		栃木県那須塩原市西三―一五―一二	栃木県	○
みんなの党大田原市支部		栃木県大田原市美原一―七―八	栃木県大田原市大田原地区	○
みんなの党那須塩原市支部		栃木県黒磯市上厚崎五六一―六	栃木県那須塩原市黒磯地区	○
みんなの党那須烏山市支部		栃木県那須烏山市中央三―一四―八	栃木県那須烏山市烏山地区	○
みんなの党那須烏山市南那須支部		栃木県那須烏山市上川井八二	栃木県那須烏山市南那須地区	○
みんなの党大田原市八塩支部		栃木県大田原市八塩一四七	栃木県大田原市黒羽地区	○
みんなの党矢板市支部		栃木県矢板市幸岡七八二―一	栃木県矢板市	○
みんなの党那珂川町馬頭支部		栃木県那須郡那珂川町馬頭四二二―一	栃木県那須郡那珂川町馬頭地区	○